

令和 3 年 6 月 23 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2020

課題番号：16K03043

研究課題名(和文) 近世後期異国船打ち払いの国家論的研究

研究課題名(英文) Research on policies to keep foreign ships away by force in the first half of the 19th century

研究代表者

岩崎 奈緒子 (Iwasaki, Naoko)

京都大学・総合博物館・教授

研究者番号：80303759

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、寛政期のロシア使節ラクスマンとの外交交渉において、幕府が異国船打ち払いの国法を示した結果、それが貫徹していないが故に蝦夷地の外部性を露呈したこと、寛政11年に蝦夷地を幕領化し異国船を打ち払う基盤を作ったことにより、文化期のゴローニン事件において、国法の貫徹が実現され蝦夷地の日本への包摂をロシアに対してアピールし得たことを明らかにした。合わせて、「鎖国論」の成立の検証と読解を進め、対レザノフ外交に「鎖国論」が影響を及ぼしていたことを明らかにした。また、研究の過程で、天明期の幕府の蝦夷地政策の根拠資料「蝦夷地一件」に関して、新史料を発掘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

対ロシア外交における異国船打ち払いの国法の展開過程は、世界構造に対する理解の深化とヨーロッパが日本をどう見ているのかを学ぶ過程と併行して進んでおり、19世紀に入り、ヨーロッパに対峙する方法として、江戸幕府が主体的に選び取った外交体制の一環に位置づけられる。本研究により、この体制こそが「鎖国」と呼ばれてきたものの本質であることが解明されたことは、従来の近世史理解を大きく塗り替える成果である。また、「蝦夷地一件」の新出部分を翻刻し印刷したことにより、今後天明期の蝦夷地政策に関して新たな研究の展開が期待される。

研究成果の概要(英文)：The results of the research are as follows. In diplomatic negotiations with the Russian envoy Laxman at the end of the 18th century, the Edo Shogunate insisted that it was Japan's national law to dispel foreign ships. As a result, it was revealed that Ezochi (Hokkaido) is a region where national law does not adhere. The Shogunate, which directly controlled Ezochi from 1799, laid the foundation for the eradication of foreign ships. This succeeded in allowing the inclusion of Ezochi and the penetration of domestic law in Rezanov's diplomacy and Golovnin's diplomacy in the early 19th century. In addition, new historical material was excavated regarding the Ezochi policy of the Shogunate during the Tenmei period.

研究分野：歴史学

キーワード：異国船打ち払い 蝦夷地 ロシア 世界認識 天明期 蝦夷地一件 国土 鎖国

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、寛政4年(1792)のラクスマン来航、及び、文化3(1806)~4年の文化露寇事件をめぐって、松平定信のロシアに対する姿勢について検討する中で、異国船を打ち払うという行為に、国内的には幕府の権威を維持する側面と、対外的には、打ち払いの場が日本の領域であることを主張する示威行為としての側面とが存在することを見いだした。

まず、後者の領域であることの主張、という点について述べよう。ネモロ(根室)に来航したラクスマンは、江戸へ回航し、漂流民を幕府に直接渡すことを求めた。無防備な江戸にロシア船が来航することを何としても避けたいと考えた幕府は、松前に幕府役人を派遣し漂流民を受け取るとともに、交渉の窓口が長崎のみであることを示し、長崎以外の地に着岸した異国船は、すべて打ち払われるのが日本の「国法」とであると強調することで、ラクスマンの要求をかわす方針を決めた。しかし、この「国法」の強調は、裏面で、ネモロを日本の外部に位置づける意味を持った。というのも、ラクスマンは打ち払われることなくネモロに着岸できたばかりか、幕府の回答を待つためにそこに滞在することさえできたからだ。これまで指摘されることはなかったが、異国船打ち払いを対外的に「国法」と主張するということはつまり、打ち払いがなされなければ、そこは日本の領域外であると主張することと同義であり、蝦夷地の外部性を露呈させたという点で、対ラクスマン外交は日本に深刻な課題を残したことが明らかとなった。

一方、文化4年のロシア船打ち払い令は、打ち払いという行為が、幕府の権威と深く関わっていたことを如実に示す事例である。このロシア船打ち払い令は、文化3~4年にロシアがエトロフとカラフトの日本側施設を襲撃した際、幕府役人が戦わずしてエトロフやカラフト近海の幕府船を放棄する事態に及んだ結果、国内に渦巻いた幕府への批判をかわす策として発令されたものであった。幕府は、失墜した権威を回復するために、ロシアに決然と報復する態度を表明せざるをえなかったのである。ロシア船打ち払いの法令が、幕府の権威を守る手段として機能していたという発見は、異国船打ち払いをめぐる問題に対して、新たなアプローチの可能性を開くものであった。

では、対ロシア外交において観察された、打ち払いの「国法」が有する、幕府が権威を守り、かつ、対外的にそこが日本の領域であることを主張するという機能は、ロシア船以外の外国船に対する打ち払い令にも、同様に見いだすことができるのだろうか。以上のような研究の経過を経て、主に海防論として研究の対象とされてきた異国船打ち払い令を、叙上の両義性において再検討することが課題として浮上したのである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、寛政期以降天保期までの異国船の打ち払いをめぐる歴史過程を再検討し、異国船の打ち払いが、幕府の権威と国家領域の形成の二つの問題に対して、どのように作用したのかを解明することである。

## 3. 研究の方法

研究は、次のような段階差を想定して、各段階に関して史料の収集を進め、分析するという流れで研究を進めた。段階差とは、すなわち、①寛政期の対ロシア外交において初めて示された異国船打ち払うという姿勢が、蝦夷地をめぐる外交の場において対外政策へと転換する段階、及び、②異国船打ち払いの政策がロシアのみならず広くヨーロッパに対する政策へと拡大する段階である。

①については、論文にまとめ著書に収載したが、②については、太田南畝、遠山景晋、平田篤胤、渡辺崋山、高橋景保等に関わる諸資料を収集し、読解するとどまり、分析は今後の課題である。なお、②のヨーロッパに対する政策という点に関連して、近世史の主要な論点の一つである「鎖国」に関して、「鎖国論」の読み直しを行い、論文にまとめ著書に収載した。

①の史料収集の過程で、寛政期の前提である天明期の調査を行ったところ、京都大学文学研究科図書館が所蔵する「蝦夷地一件」全五冊が、広く知られてきた内閣文庫所蔵本全五冊とは系統が異なり、これまで知られていなかった二冊を含むことがわかった。本書は、天明の蝦夷地見分の基礎史料であるだけでなく、寛政期の蝦夷地政策の前提であり、かつ、近世日本の人びとの世界認識を転換させ、一九世紀の幕府外交を変えるきっかけとなった重要な史料である。その史的価値に鑑み、学界に広く共有するため、若干の分析を付して、未知の二冊を翻刻・紹介し、研究報告書に代えることとした。

また、2017年には、第五回国際北極研究シンポジウムの特別セッションに「Technology, Infrastructure and Human Space in the Past and Present of Northern Regions」を提案し、

採択され運営に関わるといふ、得がたい経験ができた。

#### 4. 研究成果

第一にあげられる成果は、上記に述べた「蝦夷地一件」の発見である。これまで広く使われてきた内閣文庫本「蝦夷地一件」とは別系統の写本があることは、大正期に指摘されていたものの、その存在は確認されていなかった。本研究においては、京都大学文学研究科図書館が所蔵する「蝦夷地一件」全5冊が、広く知られてきた内閣文庫本全5冊とは系統が異なるだけでなく、本書の成り立ちと幕府評定所の蔵書であったことを確定し、きわめて重要な史料であることを解明できた。

また、発見できた新出2冊の分析の結果、天明期の蝦夷地見分の契機の一つとして、安永期の松前藩とロシアの接触に関して幕府がかなり詳細な情報を把握したことがあり、見分の目的もロシアとの境界領域の見極めであったことが明らかとなった。これは、従来、田沼の経済政策の一環として評価されてきた天明蝦夷地見分の評価を変えるものである。

京大本「蝦夷地一件」により、天明期の蝦夷地政策の理解が刷新されることは確実であり、学界に益するところは極めて大きい発見であった。

第二にあげられる成果は、18世紀から19世紀の世紀の転換期に日本で起こった世界認識の転換のダイナミズムにおいて、国家意識・国家領域・外交体制をとらえ直し、新たな歴史像を提起しえたことである。

本研究によって明らかにできた当該期の特質を概説すれば、18世紀末のロシアの出現に端を発して、世界への理解が深まるとともに、ヨーロッパ概念が成熟し、それと併行して進んだ対ロシア外交と蝦夷地政策は、日本という国家のとらえ直しと言い換えられる側面を有していた。

対レザノフ外交と「鎖国論」の成立と内容を検証した結果、対ロシア外交における異国船打ち払いの国法の展開過程は、世界構造に対する理解とヨーロッパによる日本分析を学ぶ過程と併行して進んでおり、「鎖国論」を学ぶことにより、江戸幕府がヨーロッパを拒絶する体制として「鎖国」を選び取っていったことが明らかとなった。これは近世の外交体制をめぐる従来の理解を刷新する大きな成果である。

また、対ラクスマン外交において外部性が顕わになった蝦夷地に対しては、国家的に包摂するための施策を展開し、蝦夷地はヨーロッパから守るべき日本の領域へと変化した。蝦夷地の包摂は、具体的には、寛政11年の蝦夷地幕領化による打ち払う体制の整備、文化露寇事件における打ち払いの失敗とゴローニン事件における打ち払いの実現という流れで達成された。異国船の打ち払いを国権を象徴する法であり行為をとらえる独創的発想によって、近世の国家領域の拡大の特質を照射することができた。

1990年代以降、寛政期を近代の胎動の始まりとみなす研究が進められてきたが、本研究は、世界認識の転換という視角を導入することにより、当該期が、単に近代への移行という文脈ではなく、日本のパラダイムシフト、すなわち、古代以来の東アジアという分節化された圏域内の一国から、ヨーロッパに直接対峙する国家へと転換する地点に位置することを確定することができた。18世紀後半は、イギリス史においては「恐露症」が広まる時期として注目されるが、本研究の成果は、世界史的視野で日本の19世紀前半をとらえなおす研究の進展に寄与するであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Naoko Iwasaki, Yumiko Murakami
2. 発表標題 The influence of Japanese technology on the Ainu.
3. 学会等名 Fifth International Symposium on Arctic Research, Hitotsubashi Hall, Tokyo, 17 January 2017. (国際学会)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 岩崎奈緒子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ちくま新書	5. 総ページ数 16
3. 書名 近世史講義－対外的な圧力－アイヌの女性	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------